

九州北部豪雨災害で被災した地方自治体への 義援金・寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除について

個人の方が支払った、2,000円を超える寄附金については、個人住民税から税額控除（基本控除）が受けられます。

九州北部豪雨災害で被災した地方自治体への義援金・寄附金については、被害を受けた地方自治体に対して寄附をした場合に加え、募金団体（日本赤十字社、共同募金会等）を経由して地方自治体に寄附をした場合も、「ふるさと納税」の制度が適用されます。

なお、地方自治体への寄附金「ふるさと納税」に該当する場合、税額控除額が大きくなります（特例控除の上乗せ）ので、確定申告書に正しく記載してください。

<ふるさと寄附金の寄附金税額控除額>

個人住民税額から、**基本控除額＋特例控除額**に相当する額が控除されます。

基本控除額：「（寄付金額^{※1}－2,000円）×10%」

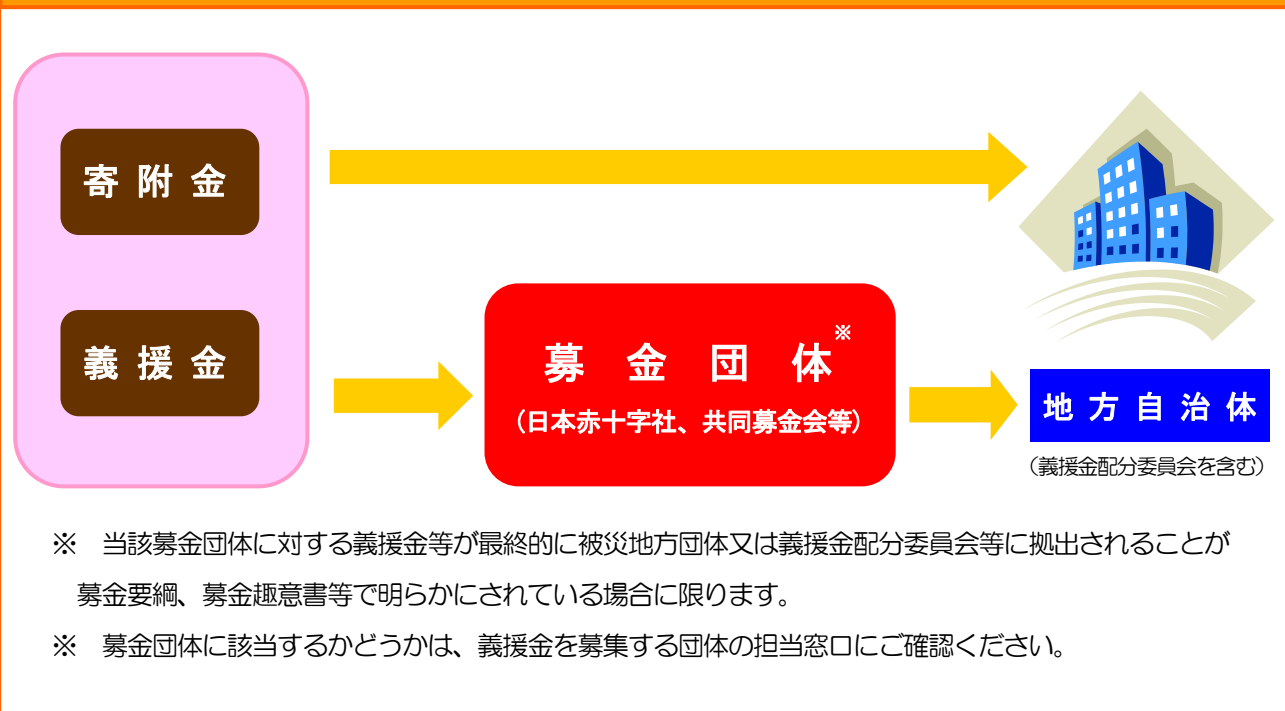
特例控除額^{※2}：「（寄付金額^{※1}－2,000円）×（90%－所得税の税率^{※3}×1.021）」

※1 寄附金額は総所得金額等の30%が上限となります。

※2 特例控除額は個人住民税所得割額の20%が上限となります。

※3 所得税の税率：0～45%（所得によって異なります。）

九州北部豪雨災害で被災した地方自治体への義援金・寄附金「ふるさと納税」



・個人住民税の税額控除を受けるには、税務署への所得税の確定申告^{※1}が必要です^{※2}。

※1 所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。

※2 募金団体を通じた義援金等については、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は適用されません。